

◇保険金額が不足だと損害額を満額受取れないかもしれません◇

建物の保険は充分ですか

◇一般の火災保険は、火災以外の水ぬれ等には補償がありません◇

1. 保険の契約金額は充分ですか

保険価額の80%以上に契約金額を定めていない場合は一部保険となり、損害を受けても保険金を少なく支払われることとなりますので、注意してください。

保険価額とは同一程度のものを再築または再取得するのに必要な金額から古くなった度合いに応じた減価額を差し引いた残額をいいますが、仮に契約金額を保険価額の50%に定めていた場合は損害額がたとえ契約金額の範囲内であっても損害保険金も50%に減額されます。同様に70%に定めていた場合も70%に減額されます。しかし、80%以上に定めていた場合は契約金額の範囲内で損害額を全額支払われます。

また、他の臨時費用保険金や残存物片付け費用保険金の支払額も損害保険をもとに算出されます。したがって、いざ保険事故が生じた場合に不利益にならないように、保険価額の80%以上に契約金額を定めることをお奨めします。

2. 水ぬれ・水害や自動車の飛び込みに対して補償されますか

一般的に住宅に関わる火災保険は、「住宅火災保険」を指すことが多いと思いますが、この保険で補償してくれるのは、火災・破裂・爆発・落雷と損害額が20万円以上の風災・ひょう災・雪災に起因する場合だけです。

しかし、「住宅総合保険」は、給排水管の事故による漏水や台風・集中豪雨による水害、あるいは自動車の飛び込みなどの物体の飛来・落下・衝突による損害に対しても支払われます。

もっとも建物の構造によって、保険料が1.4～1.7倍に増加しますので、事故の頻度や損害金額を考慮して契約されることが重要になります。

以上のことから、建物に保険を掛けていても、それが充分であると言い切れないかもしれません。契約金額が妥当かどうかという現状での建物価額の査定や補償内容等について、この機会にご一報くだされば、アドバイスやご説明をさせていただきますので、よろしくご厚意申し上げます。

株式会社 学生ハウジング
事務局 高橋 常之

TEL (075) 464-9000
FAX (075) 465-6565